

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表を次のように改める。

職	組織	職務
主査	本局の課等	上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする事務に従事する。
主任	本局の課等	上司の命を受け、相当の知識又は経験が必要とする事務に従事する。

第八条第二項の表中「副部長」の次に次のように加える。

主任医長	必要な医療局	上司の命を受け、指定された科の相当の知識又は経験が必要とする業務に従事する。
------	--------	--

第九条の表を次のように改める。

職	組織	職務
医療技術企画員	病院	上司の命を受け、医療技術局等の業務に関し特に命ぜられた事項を処理し、又は高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務に従事する。
看護局長補佐	病院	上司の命を受け、看護局の業務に関し特に命ぜられた事項を処理し、又は高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務に従事する。
主査	病院	上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする事務に従事する。
主席	病院	上司の命を受け、特に命ぜられた相当の知識又は経験が必要とする事務に従事する。

主任	病院	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務に従事する。
技術主任	病院	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする技術に従事する。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。